

農林水産省新ガイドラインによる表示

特別栽培農産物

化学合成農薬 : 秋田県慣行栽培比5割減(使用回数)

化学肥料 : 秋田県慣行栽培比5割減(窒素成分)

栽培責任者 藤村和男

住所 南秋田郡大潟村東2-1-48

連絡先 Tel.0185-45-3601

確認責任者 藤村幸

住所 南秋田郡大潟村東2-1-48

連絡先 Tel.0185-45-3601

精米確認者 藤村和男

住所 南秋田郡大潟村東2-1-48

連絡先 Tel.0185-45-3601

化学合成資材の使用状況

使用資材名	用途	使用回数
イプロナゾール	殺菌	1回
メタラキシルM	殺菌	1回
ヒドロキシイソキサゾール	殺菌	1回
プレチラクロール	除草	1回
シアントラニリプロール	殺虫	1回
イソチアニル	殺菌	1回
フェンキノトリオン	除草	1回
ペントキサゾン	除草	1回
メタゾスルフロン	除草	1回
ジノテフロン	殺虫	1回
	窒素	
稚苗用2号	基肥	0.05kg/10a
苗箱まかせ	基肥	3.9kg/10a